

「さいたま市週休2日試行工事」Q&A (ver.20220401)

(1)「さいたま市週休2日試行工事」(以下、週休2日試行工事という)について

Q1-1) なぜ建設業を週休2日としなければならないのですか。

A1-1) 建設業では、他産業と比較して年間総実労働時間、年間出勤日数ともに多い状況で、いまだに多数の企業において4週4休以下で就業している状況です。今後、日本全体の生産人口の減少に伴い建設業の担い手は大量離職が見込まれており、いわゆる3K(汚い・キツイ・危険)との認識が拭い切れない中で若年就業者が少なく、その持続可能性が危ぶまれている状況です。

さらに昨今、建設業は、今後想定される大規模災害やインフラの維持管理を担う重要な産業であると再認識されており、また、安全・安心な暮らしを守るために欠くことのできない重要な産業であることから、建設業をより魅力ある産業とし、今後も安定した社会基盤の守り手として成長し続けるため、働き方改革の一環として、週休2日の取組みを推進しています。

Q1-2) 公告前に週休2日試行工事の適用除外となる場合は、どのような場合ですか。

A1-2) 公告前に週休2日試行工事の適用除外となる場合は、以下のとおりです。

- ①対象期間(現場着手日から現場完了日)が1週間未満の工事
- ②単価請負契約工事など、緊急対応が求められる工事
- ③工事所管課(所・室)の判断で適用除外とする工事

なお、公告段階で週休2日試行工事の対象としていない工事について、契約後にこれを適用することはできません。また、工場製作期間を除く対象期間が1週間に満たない場合は、週休2日試行工事の適用除外となります。工事所管課(所・室)の判断で適用除外とする工事の例としては、「非出水期工事等、工期に制限がある」「関連工事の影響で、工程に余裕がない」等が挙げられます。

Q1-3) 契約後、工事着手までに、週休2日試行工事の適用を外すことはできますか。

A1-3) 発注者指定型で契約した場合、週休2日試行工事の適用を外すことはできません。

受注者希望型で契約した場合、受注者が「(様式1)休日取得予定通知書」において、「実施しない」を選択した場合、それ以降の週休2日試行工事に係る書類の提出を省略することができます。

Q1-4) 「(様式1)休日取得予定通知書」の提出段階で、4週8休相当とするため工期延期を請求したいのですが、工期延期は認められますか。

A1-4) 本市発注工事は、施工に必要な実日数のほか、準備期間や不稼働日(土日、祝日、年末年始休暇及び夏季休暇、降雨(雪)日)、後片付け期間を考慮した工期設定を行っているため、4週8休を確保することは工期延期の理由とはならず、認められません。

Q1-5) 週休2日(4週8休)を確保して施工した結果、当初の工期内に完了しそうもありませんが、工期延期はしてもらえますか。

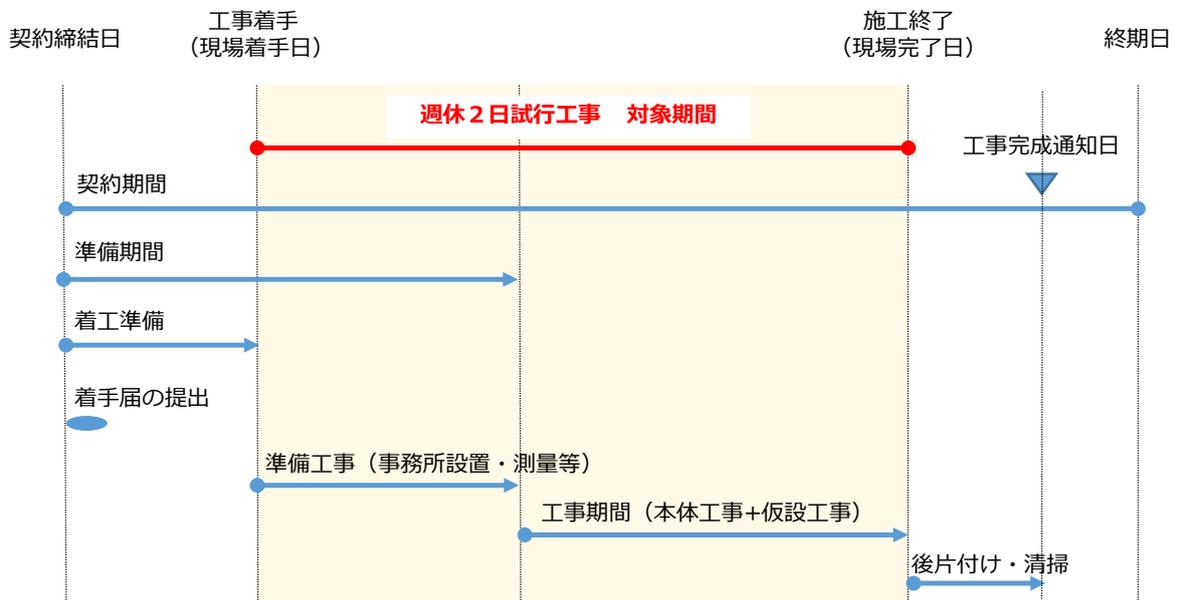
A1-5) 本市発注工事は、土日、祝日を不稼働日として工期算定を行っているため、週休2日の確保を理由とした工期延期は認められません。

Q1-6)「週休2日試行工事」における用語の定義を教えてください。

A1-6) 用語の定義は以下のとおりです。

用語	定義
週休2日	対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態
対象期間	現場着手日から現場完了日までの期間（下図参照）
現場閉所	巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含める
工事着手 (現場着手日)	実際の工事のための準備工事又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手する日（着手届の提出日とは異なる）
準備期間	準備に要する期間
着工準備	契約締結日から工事着手の間の期間
準備工事	本体工事の前に実施する、現場事務所等の設置または測量等の作業に要する期間
本体工事	設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事
施工終了 (現場完了日)	後片付けや清掃を除いた作業が完了した日
適用除外	発注者が、発注時において適用を除外したもの
未達成	発注者指定型において4週8休相当に達しなかった状態 受注者希望型において休日形態の指定を行った後、4週6休相当に達しなかった状態

【週休2日試行工事 対象期間】



Q1-7) 計画的に週休2日に取り組んできましたが、工事の最終週が7日に満たず、週休予定日前に現場が完了してしまうため、最終週を入れて現場閉所率を算出すると4週8休が達成できません。その場合は、4週7休相当になってしまうのでしょうか。

A1-7) 現場施工着手日から4週ごとに計画及び実施書を確認していますが、4週に満たない最終期間は7日ごとに確認してください。また、7日に満たない最終週は集計から除いて確認してください。なお、7日に満たない最終週を集計対象として確認した結果、当初の計画の休日形態を達成できる場合はこの限りではありません。

Q1-8) 工事の最終週が7日に満たない場合は、計画書の記載は不要でしょうか。

A1-8) 7日に満たない最終週についても計画、実施及び報告書の提出は必要ですが、最終週はA1-7) のとおり集計計算からは除くことができます。

(2) 休日の取得方法について

Q2-1) 休日確保は、土日でないといけないのでしょうか。

A2-1) 建設業の週休2日制の導入にあたり他産業と同様、土日を休日とすることが理想ですが、土日に取得することが難しい場合には、前後の週内で休日確保してください。また、前後の週内で休日確保できない場合は、前後4週を目途に休日確保してください。

Q2-2) 降雨、降雪等により、予定外に休日を取得することとなった場合は、休日の取得実績として考えてよいのでしょうか。

A2-2) 休日の取得実績として問題ありません。また、振替作業日を設定することができますが、必須ではありません。予定外の休日については「(様式2) 休日取得計画書」の修正は必要とせず、「(様式3) 休日取得実施書」で閉所日(振替作業日を設定する場合は、振替閉所日)として取り扱ってください。また、当日朝の天候や現場の状況により現場閉所を判断する場合は、迅速な判断を行うとともに、作業員等との確実な連絡体制の構築に努めてください。

Q2-3) 休日取得予定日に地元対応や自然災害等で予定外の作業が発生した場合は、振替休日を取得する必要はあるのでしょうか。

A2-3) 振替休日を取得してください(可能であれば前後の週内、難しい場合は前後4週を目途に)。その場合、「(様式3) 休日取得実施書」において、作業した日を振替作業日、振替休日を振替閉所日として取り扱ってください。一方で、約款に基づき一時中止を行った場合においては、対象外期間として扱います。

Q2-4) 当初の休日形態を4週8休としていた場合、その後4週7休/4週6休に変更はできますか。

A2-4) 発注者指定型で契約した場合、休日形態の変更はできません。4週8休の達成が困難になった場合は、速やかに「(様式5-1) 未達成報告書(発注者指定型)」を提出してください。その場合、当初の設計金額において補正していた経費分は減額変更となります。

受注者希望型において4週8休から4週7休/4週6休、若しくは4週7休から4週6休に変更する場合、書面等による手続きは必要ありません。「(様式4) 休日取得実績報告書」により対象期間全体における休日取得状況を確認します。一方で、監督職員は工程管理の一環として休日の取得計画を把握することが望ましいので、受発注者双方が情報共有できるよう努めてください。また、受注者希望型において現場閉所率が4週6休未達となる場合は、速やかに「(様式5-2) 未達成報告書(受注者希望型)」を提出してください。

Q2-5) 工事後半等にまとめて休日を取得し、現場閉所率を確保してもよいですか。

A2-5) 試行工事は、建設業が週休2日制に移行するきっかけとなることを目的として試行していますので、毎週週休2日を確保していただくことが望ましいと考えます。そのため、工事期間中は、休日取得の平準化に努め、目標とする休日形態を取得できるよう、努めてください。

Q2-6) ゴールデンウィーク、夏季休暇、正月休暇等の考え方について教えてください。

A2-6) ゴールデンウィーク、夏季休暇、正月休暇等の期間は、週休2日試行工事の対象期間外として取り扱ってください。なお、前後の土日祝と合わせて連休とした場合、受注者の勤務形態や現場単位の休日取得状況が個々に異なりますので、当該の土日祝を対象外日として取り扱うかどうかについては、受発注者双方による協議で個別に決定し、「(様式2) 休日取得計画書」を作成してください。

Q2-7) 仮復旧期間など現場で作業を行わない期間も、休日取得としてよいですか。

A2-7) 仮復旧期間や試掘後に本体工事に着手するまでの期間など、一時的に工事を休止する期間が発生する場合は、基本的には週休2日試行工事の対象期間外として取り扱ってください。その際は、「(様式2) 休日取得計画書」で対象外日とし、備考欄は「その他対象外期間」として報告してください。

Q2-8) 週休2日が未達成となった場合のペナルティはありますか。

A2-8) 発注者指定型において未達成となった場合は、当初の設計金額において補正していた経費分は減額変更することとなります。受注者希望型において未達成となった場合のペナルティはありません。また、発注者指定型及び受注者希望型の工事成績評価において、週休2日未達成に対する減点ははありません。

Q2-9) 受注者希望型において、「(様式1) 休日取得予定通知書」で4週6休としていましたが、工事完成時に確認した結果、4週7休/4週8休を達成していました。この場合、4週7休/4週8休として認められるのでしょうか。

A2-9) 週休2日試行工事は、建設業が週休2日制に移行するきっかけとなることを目的とし、休日取得の平準化に努め、計画的に週休2日に取り組むことを前提としているため、結果的に達成できたとしても評価できず、認められません。

(3) 休日を確保できた場合のインセンティブについて

Q3-1) 発注者指定型で4週8休以上、受注者希望型で4週6休以上の休日を確保できた場合のインセンティブはありますか。

A3-1) 発注者指定型は設計金額において経費を補正しているため、4週8休達成による経費の割増補正は発生しません。受注者希望型で4週6休以上の休日を確保できた場合、休日取得状況に応じて経費を割増補正し、契約変更により対応します。また、発注者指定型及び受注者希望型で4週8休を達成した場合のみ、工事成績評定点において加点を行います。4週8休未満について加点はありませんが、減点もありません。

Q3-2) 工事成績評定点への加点に関する手続きはどのようなものですか。

A3-2) 工事の完成書類として、「さいたま市工事成績評定要領第5条関係(様式第3号) 工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況」を受注者が作成し、その添付書類として、「(様式2) 休日取得計画書、(様式3) 休日取得実施書、(様式4) 休日取得実績報告書」を併せて提出します。総括監督員はそれらを確認し、工事成績評定の「社会性等」で加点を行います。詳しい加点方法は、個別説明資料を御参照ください。

(4) その他

Q4-1) 休日取得状況に応じ、積上げ仮設の費用を割増計上してほしいのですが。

A4-1) 4週6休以上の休日を確保したとしても、積算上の日当り施工量及び供用日数に変化はなく、積上げ仮設の賃料の割増等は発生しないと考えられるため、割増計上は認められません。なお、工事完了後に受注者にアンケートの協力をお願いしていますので、休日確保による影響等があれば記載してください。

Q4-2) 週休2日試行工事の実施証明書を発行してほしいのですが。

A4-2) 完成検査が終了した後、受注者は「(様式6) 実施証明書申請書」で実施証明書を申請することができます。発注者は、受注者からの請求があった場合、速やかに「(様式7) 実施証明書」を発行してください。

Q4-3) 公告時に週休2日試行工事の特記仕様書が添付されていませんでしたが、契約後に対象としてもらえますか。

A4-3) 週休2日試行工事はすべての土木工事及び水道工事を対象としていますが、対象期間が1週間未満の工事、緊急対応が求められる工事、工事所管課(所・室)の判断で適用除外とした工事は、公告時に特記仕様書を添付していません。公告内容に関する契約後の変更は不利益が発生する恐れがあるため、契約後に週休2日試行工事の対象とすることや、経費の補正をすることはできません。